

## 国際共同研究助成金交付要綱

### 1 助成金交付の目的

本要綱に基づく助成は、内外に優れた研究者より構成される国際共同研究チームによる高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資する研究開発（以下「先進技術型研究開発」という。）に必要な資金について、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、国際的な研究開発連携、国際標準化等を促進し、もって通信・放送事業分野における新規事業の創出に資することを目的とする。

### 2 定義

この国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 国際共同研究チーム 研究開発課題を分担又は共同で研究するチームをいう。
- （2） 研究代表者 国際共同研究チームを代表する者をいう。
- （3） 助成対象事業 国際共同研究チームによる先進技術型研究開発を行う事業であって、助成金の交付対象となった事業をいう。
- （4） 助成対象事業者 研究代表者が所属し日本国に所在する者をいう。
- （5） 助成対象期間 助成金の交付対象となった期間をいう。

### 3 交付の対象

機構は、助成対象事業者に対し、先進技術型研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

### 4 国際共同研究チームの要件

国際共同研究チームは、次の要件を満たすものとする。

- （1） 国際共同研究チームを構成する研究者の国籍が日本を含む2ヶ国以上であること。
- （2） 国際共同研究チームを代表する研究代表者を選任すること。研究代表者は、国際共同研究チームを代表し、研究計画の作成、実施に当たり中心的役割を果たすものであること。
- （3） 国際共同研究チームを構成する研究者は、それぞれ研究機関に所属し、その研究者の属する研究機関は、日本国及び外国に滞在する者からなること。

### 5 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- （1） 国際共同研究チームが助成対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。
- （2） 研究開発内容が次の各要件に該当すること。
  - ① 独創性： 創意工夫を活かし、独創性に富んだものであること。
  - ② 有効性： 内外の先進的な技術力が有機的に結合し、国際標準化の実現への貢献、知的財産の創出等、国際共同研究としての有効性が高いものであること。
  - ③ 波及性： 開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及す

- る可能性があること。
- ( 3 ) 研究開発のための資金調達が自己のみによっては困難であること。
  - ( 4 ) 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
  - ( 5 ) 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 6 助成対象期間の種類

助成対象期間の種類は、単年度又は複数年度とする。

## 7 助成対象経費

- ( 1 ) 助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、別紙1に掲げる費目の範囲内とする。
- ( 2 ) 間接経費は、助成対象事業者が受入れ可能な場合に限り交付するものとし、間接経費の執行は、間接経費を受入れる機関(以下「間接経費受入機関」という。)」の長の責任の下で適正に行うものとする。

## 8 助成金の額

助成金の額は、一研究開発当たりの直接経費の額に相当する額(当該金額が1千万円を超える事業年度においては1千万円とする。)及び間接経費に相当する額(直接経費の助成対象額の30%相当とする。)の合計額とする。この場合において、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

## 9 助成金の交付申請

- ( 1 ) 助成金の交付申請を行おうとする者は、第6項の助成対象期間の種類を選択し、様式第1の国際共同研究助成金交付申請書(その添付書類を含む。)を機構に提出しなければならない。
- ( 2 ) 助成対象期間の種類が複数年度の交付決定を受けた助成対象事業者は、助成対象期間中一度に限り2事業年度を超えない範囲で助成対象期間継続のための継続交付申請を行えるものとし、この場合、様式第2の国際共同研究助成金継続交付申請書(その添付書類を含む。)を機構に提出しなければならない。
- ( 3 ) 本項( 1 )及び( 2 )の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。)を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## 10 交付の決定及び通知

- ( 1 ) 機構は、前項( 1 )又は( 2 )の申請があったときは、機構内に設置された外部有識者からなる評価委員会の評価結果を参考として、2事業年度を超えない範囲で助成金の交付を決定する。
- ( 2 ) 機構は、前項( 1 )に係る本項( 1 )の交付の決定をしたときは、様式第3の国際共同研究助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

- ( 3 ) 機構は、前項( 2 )に係る本項( 1 )の交付の決定をしたときは、様式第4の国際共同研究助成金継続交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- ( 4 ) 機構は、本項( 1 )の交付の決定に際して、必要に応じて助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。
- ( 5 ) 機構は、申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第5の国際共同研究助成金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

#### 1 1 申請の取下げ

- ( 1 ) 前項の通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の交付の申請を取り下げることができる。
- ( 2 ) 本項( 1 )に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に書面をもって申し出なければならない。
- ( 3 ) 本項( 2 )による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### 1 2 計画変更等の承認

- ( 1 ) 助成対象事業者は、次の各号の一に該当することとなったときは、あらかじめ様式第6の国際共同研究助成金計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。
  - 一 助成対象経費の額を変更(直接経費における大項目欄の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の20%の範囲内で流用する場合を除く。)しようとするとき。
  - 二 助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
  - 三 国際共同研究チームの研究者を変更しようとするとき。
  - 四 国際共同研究チームの研究者が所属機関を変更しようとするとき。
  - 五 研究開発内容を変更しようとするとき。
  - 六 助成対象期間を短縮しようとするとき。
  - 七 複数年度交付決定の場合に事業年度毎の助成対象経費の額を変更しようとするとき。
- ( 2 ) 機構は、本項( 1 )に基づく国際共同研究助成金計画変更承認申請書を受理したときはこれを審査する。その結果、当該申請に係る変更の内容が適正であると認めてこれを承認したときは、様式第7の国際共同研究助成金計画変更承認通知書をもって申請者に通知するものとする。
- ( 3 ) 機構は、本項( 1 )の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### 1 3 研究代表者の所属機関変更

- ( 1 ) 研究代表者の所属機関を変更する場合において、変更後の所属機関で継続して助成対象事業を実施しようとするときは、新たに研究代表者が所属することとなる者が所属機関変更後速やかに様式8の承継承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- ( 2 ) 機構は、本項( 1 )に基づく承継承認申請書を受理したときはこれを審査する。その結果、当該申請の内容が適正であると認めてこれを承認したときは、様式第9の承継承認通知書をもって申請者に通知するものとする。

#### 1.4 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等(以下「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業のうち自ら担当する部分の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認のあった日から5年間保管しなければならない。

#### 1.5 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上<sup>※</sup>の機械、器具その他の財産を助成対象事業となった研究開発の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別紙2に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

#### 1.6 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、その状況及び理由並びに将来への見通しを記載した報告書を速やかに機構に提出して、その指示を受けなければならない。

#### 1.7 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況について状況報告書を作成し、機構に報告しなければならない。

#### 1.8 実績報告

- (1) 助成対象期間の種類が単年度の交付決定を受けた助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第1.2項(1)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、終了若しくは廃止の承認の日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、助成対象事業の成果について実績報告書を作成し、機構に提出しなければならない。
- (2) 助成対象期間の種類が複数年度の交付決定を受けた助成対象事業者は、各事業年度が終了したとき又は第1.2項(1)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、終了若しくは廃止の承認の日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、助成対象事業の成果について実績報告書を作成し、機構に提出しなければならない。

#### 1.9 助成金の額の確定等

機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知するものとする。

<sup>※</sup> 昭和46年5月12日付蔵計第1618号「補助金等適正化法第2.2条の規定に基づく同法施行令第1.3条第4号により各省庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について」(別添)を準用するもの。

## 20 助成金の交付

機構は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成金を支払うものとする。ただし、機構が必要であると認めるときは、概算払をすることができる。

## 21 研究報告

- (1) 機構は、助成対象事業が終了したときは、助成対象事業者から当該助成対象事業終了後2ヶ月以内に、助成対象期間に係る研究開発の実施結果に関する報告書(以下「研究報告書」という。)を提出させるものとする。
- (2) 機構は、第24項に基づき、助成金の交付の決定の取り消しを行った場合、助成対象事業者から、取消通知を受理した日までの期間(第12項(1)二による中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認までの期間)の研究報告書を提出させるものとする。

## 22 成果の報告

- (1) 機構は、国際共同研究チームに対し、助成対象事業による研究成果を助成対象期間終了後2年以内に学会又は学術雑誌等に発表させるものとし、その際、機構の助成金の交付による研究開発の成果である旨を明記させるものとする。
- (2) 機構は、国際共同研究チームが本項(1)の発表を行った場合には、当該発表の内容を示す文書又は刊行物等を機構に提出させるものとする。
- (3) 機構は、国際共同研究チームが本項(1)の期間内に研究成果を発表できない場合には、その事由を当該研究代表者から報告させるものとする。
- (4) 国際共同研究チームは、助成対象期間が終了した年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該助成対象事業に係る過去1年間の国際標準の実現への貢献、産業財産権の出願又は申請、企業化状況等について、報告書を作成し、機構に提出しなければならない。

## 23 収益納付

- (1) 機構は、前項(4)の報告書により、助成対象事業者に企業化等の研究成果の実施によって相当の収益が生じたと認めたときは、助成対象事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。
- (2) 本項(1)の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計を上限とする。
- (3) 収益納付を命じることができる期間は、助成対象事業となった研究開発が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

## 24 助成金の交付の決定の取消等

- (1) 機構は、第12項(1)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 機構は、助成対象事業者又は国際共同研究チームを構成する研究者が助成金の交付決定の通知に際して付した条件その他この国際助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項(2)の規定は、第19項の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

## 25 助成金の返還等

- ( 1 ) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- ( 2 ) 機構は、第19項の規定に基づき額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- ( 3 ) 助成対象事業者は、前項( 2 )の規定により助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項( 1 )の助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年利10.95%※の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。
- ( 4 ) 助成対象事業者は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%※の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

## 26 間接経費執行実績報告

- ( 1 ) 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に従い、間接経費を適正に執行しなければならない。
- ( 2 ) 間接経費受入機関は、助成金を交付した助成対象期間のうち各事業年度の翌年度の6月30日までに、前項( 1 )に掲げる共通指針に従って作成された当該年度分の間接経費執行実績報告書を、機構に提出しなければならない。

## 27 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

---

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)第19条で規定する利率を準用するもの。

## 直接経費の費目とその範囲

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示
物品費	設備 備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。
	消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソフトウェア ※バージョンアップを含む</li> <li>・ 図書、書籍 ※年間購読料を含む</li> <li>・ パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等</li> <li>・ 実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類</li> <li>・ 試作品</li> </ul> 等
人件費 ・ 謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員</li> <li>・ 技術補佐員</li> </ul>
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金</li> <li>・ 講演会等の謝金</li> <li>・ 個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）</li> <li>・ データ・資料整理等の役務の提供への謝金</li> <li>・ 通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱）</li> <li>・ 学生等への労務による作業代</li> <li>・ 被験者の謝金</li> </ul> 等
旅費	旅費	業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。
その他	その他	外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他上記以外のものであって、例えば物品等の借損及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上等、業務・事業の実施に必要な経費

## 別紙2 ( 第15項関係)

処分を制限する財産の名称		処分制限 期 間 ( 年)
施設設備等 の 分 類	財産の名称、構造等	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	50
	宿泊所用又は体育館用のもの	49
	店舗用のもの	47
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	31
	その他のもの	38
	れんが造、石造又はブロック造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	41
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	38
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	30
	金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	38
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	34
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	31
公衆浴場用のもの	27	
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの		
倉庫事業の倉庫用のもの	26	
その他のもの	31	
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)		
事務所用のもの及び左記以外のもの	30	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	27	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	25	
公衆浴場用のもの	19	
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	24	
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)		
事務所用のもの及び左記以外のもの	22	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	19	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	19	
公衆浴場用のもの	15	
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	17	

	木造造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	2 4
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	2 2
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	1 7
	公衆浴場用のもの	1 2
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	1 5
	木骨モルタル造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	2 2
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	2 0
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	1 5
	公衆浴場用のもの	1 1
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	1 4
建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。）	
	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	1 5
	給排水又は衛生設備及びガス設備	1 5
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	冷暖房設備（冷凍機の出力が2 2 キロワット 以下のもの）	1 3
	その他のもの	1 5
	昇降機設備	
エレベーター	1 7	
エスカレーター	1 5	
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
	ドアー自動開閉設備	1 2
建物及び建 物附属設備	開発研究用のもの	
	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	送配電用のもの	
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	5 0
	鉄筋コンクリート 柱	4 2
	木柱	1 5
	配電線	3 0
	引込線	2 0
	地中電線路	2 5
	電気通信事業用のもの	
	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	1 0
	その他のもの	1 3
	地中電線路	2 7
	その他の線路設備	2 1

放送用又は無線通信用のもの		
鉄塔及び鉄柱		
円筒空中線式のもの		30
その他のもの		40
鉄筋コンクリート柱		42
木柱		10
アンテナ		10
接地線及び放送用配線		10
公告用のもの		20
競技場用又は運動場用のもの		
スタンド		
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		45
主として鉄骨造のもの		30
主として木造のもの		10
ネット設備		15
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設		30
緑化施設		20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの		15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの		10
ピチューマルス敷のもの		3
前掲のもの以外のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	50
	上水道及び水そう	35
	下水道及び焼却炉	30
	へい	
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	
	上水道	30
	下水道及びへい	15
	その他のもの	40
	金属造のもの	
	油そう	
鋼鉄製のもの	15	
焼却炉、へい、街路灯及びガードレール	10	
その他のもの	45	
合成樹脂造のもの	10	
開発研究用のもの		
風どう、試験水そう及び防壁		5
ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの		7
船舶	船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの適用を受ける鋼船 総トン数が2千トン未満のもの	14

	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)	9
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船	7
航空機	ヘリコプター	5
車両	特殊自動車(自走式作業用機械を含まない。)	
	消防車及び救急車	5
	タンク車	4
工具	測定工具	5
	開発研究用のもの	4
器具及び備品	事務機器及び通信機器	
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	4
	その他のもの	5
	その他の事務機器	5
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
	時計、試験機器及び測定機器	
	試験又は測定機器	5
	光学機器	
	カメラ	5
	医療機器	
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	ハードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
調剤機器	6	
歯科診療用ユニット	7	
光学検査機器	8	
その他のもの		
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	6	
その他のもの		
主として金属製のもの	10	
その他のもの	5	
開発研究用のもの		
試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4	
生物		
植物	15	
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	10	
その他のもの	5	
機械及び装置	国内電気通信事業用設備	
	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	その他の設備	9
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)	9

	開発研究用のもの 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの その他のもの	7 4
ソフトウェア	開発研究用のもの	3

国際共同研究助成金交付申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

名称

代表者名

印

住所 〒 —

（電話番号 — — ）

国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第9項（1）の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び国際助成金交付要綱の規定に違反する行為を行わないことを確約します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象経費の額
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成対象事業となる研究開発の開始日及び完了予定日（助成対象期間の種類）
- 5 研究チーム名
- 6 研究代表者連絡先

添付書類

- （1）総括表
- （2）研究計画概要
- （3）研究計画予算総括表
- （4）研究計画概要及び予算積算表（研究者個人記入用）

国際共同研究助成金継続交付申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

名 称  
代表者名 印  
住所 〒 —

（電話番号 — — ）

国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第9項（2）の規定に基づき、下記のとおり助成金の継続交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び国際助成金交付要綱の規定に違反する行為を行わないことを確約します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象経費の額
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成対象事業となる研究開発の開始日及び完了予定日
- 5 研究チーム名
- 6 研究代表者連絡先

添付書類

- （1）総括表
- （2）研究計画概要
- （3）研究計画予算総括表
- （4）研究計画概要及び予算積算表（研究者個人記入用）
- （5）研究成果報告書

国際共同研究助成金交付決定通知書

平成 年 月 日

（名称）

（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった国際共同研究に対する助成金については、国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第10項（2）の規定により、下記のとおり助成金を交付することが決定したので、通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 研究チーム名
- 3 研究代表者名
- 4 助成金の額
- 5 助成対象期間
- 6 助成対象経費の額、その内容（その内訳を含む。）
- 7 国際助成金交付要綱第12項の規定により助成対象事業の内容が変更されたときは、助成金の額は別に通知するところによる旨の留保条件
- 8 助成金交付の決定に際して付する条件
- 9 助成金の額の確定に関する事項
- 10 助成対象事業の実施にあたっては、国際助成金交付要綱の定めるところによるほか助成対象事業実施マニュアルの定めるところに従わなければならない。
- 11 研究代表者については別紙1、共同研究者については、別紙2による誓約書を、平成〇年〇月〇日までに提出すること及び当該誓約書の記載事項を遵守すること。

様式第4（第10項関係）

国際共同研究助成金継続交付決定通知書

平成 年 月 日

（名称）

（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった国際共同研究に対する助成金については、国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第10項（3）の規定により、下記のとおり助成金を継続交付することが決定したので、通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 研究チーム名
- 3 研究代表者名
- 4 助成金の額
- 5 助成対象期間
- 6 助成対象経費の額、その内容（その内訳を含む。）
- 7 国際助成金交付要綱第12項の規定により助成対象事業の内容が変更されたときは、助成金の額は別に通知するところによる旨の留保条件
- 8 助成金交付の決定に際して付する条件
- 9 助成金の額の確定に関する事項
- 10 助成対象事業の実施にあたっては、国際助成金交付要綱の定めるところによるほか助成対象事業実施マニュアルの定めるところに従わなければならない。

( 別紙1 )

誓 約 書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構理事長 殿

研究チーム名

研究代表者名

印

住所〒 —

( 電話番号 — — )

私は国際共同研究チームの代表者として、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の国際共同研究に対する助成を受けて実施する研究開発に関し、次の条項を誠実に遵守することを誓約します。

第1条 助成金は、助成金交付の対象となった研究開発に使用すること。

第2条 国際共同研究チームを代表してその事務を総括すること。

第3条 機構が特に必要と認めて調査又は報告を求めた場合には、これに応じること。

第4条 国際共同研究助成金交付決定通知書に記載された、助成金の額を超えるいかなる支払いの請求も機構に対して行わないこと。

第5条 当該助成金により研究開発を行うに当たって生じた事故、損害等について、機構にいかなる責任も負わせないこと。

第6条 国際共同研究助成金交付要綱に規定された事項を遵守すること。

( 別紙2 )

誓 約 書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

研究チーム名  
共同研究者名 印  
住所〒 ー

( 電話番号 ー ー )

私は国際共同研究チームの共同研究者として、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の国際共同研究に対する助成を受けて実施する研究開発に関し、次の条項を誠実に遵守することを誓約します。

第1条 助成金は、助成金交付の対象となった研究開発に使用すること。

第2条 研究代表者が、国際共同研究チームに関する次の事務を取扱うことを承知するとともに、研究代表者が、別紙誓約書の誓約事項を遂行するに当たっては、研究代表者に協力し、その指示に従うこと。

第3条 研究代表者に事故があるときは、国際共同研究助成金計画変更承認申請書が承認されるまでの間、他の共同研究者と協議のうえ、研究代表者の事務を取り扱うこと。

第4条 機構が特に必要と認めて調査又は報告を求めた場合には、これに応じること。

第5条 当該助成金により研究開発を行うに当たって生じた事故、損害等について、機構にいかなる責任も負わせないこと。

第6条 国際共同研究助成金交付要綱に規定された事項を遵守すること。

様式第5（第10項関係）

国際共同研究助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日

（名称）

（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構  
理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった国際共同研究助成金については、下記の理由により交付できませんので、国際共同研究助成金交付要綱第10項（5）の規定により通知します。

記

様式第6（第12項関係）

国際共同研究助成金計画変更承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

名称

代表者名

印

住所 〒 —

（電話番号 — — ）

平成 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた国際共同研究助成対象事業の一部変更について、国際共同研究助成金交付要綱第12項（1）の規定により、下記のとおり承認申請します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 研究チーム名
- 3 研究代表者
- 4 計画変更の内容
- 5 計画変更を必要とする理由
- 6 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 7 計画変更後の助成対象経費の額（その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。）

様式第7（第12項関係）

国際共同研究助成金計画変更承認通知書

平成 年 月 日

（名称）

（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付で国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第12項（1）の規定に基づき申請のあった国際共同研究助成金計画変更承認申請については、下記のとおり計画変更を承認することとしたので通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 研究チーム名
- 3 研究代表者名
- 4 変更の内容
- 5 助成金の額
- 6 助成対象経費の額、その内容

様式第8（第13項関係）

承継承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

名 称

代表者名

印

住所〒

—

平成 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた国際共同研究助成対象事業の承継について、国際共同研究助成金交付要綱第13項（1）の規定に基づき、下記のとおり承継申請します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 研究チーム名
- 3 研究代表者名
- 4 承継する事業者の名称
- 5 承継する事業者の所在地
- 6 承継年月日
- 7 承継理由
- 8 承継が助成対象事業に及ぼす影響
- 9 連絡先

添付書類

- （1）助成金交付申請書の変更箇所（添付書類を含む）
- （2）助成金交付申請書（添付書類を含む）の新旧対照表
- （3）助成事業承継に係る合意書

様式第9（第13項関係）

承継承認通知書

平成 年 月 日

（名称）

（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付で国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第13項（1）の規定に基づき申請のあった承継承認申請については、下記のとおり承継を承認することとしたので通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 研究チーム名
- 3 研究代表者名
- 4 承継する事業者の名称
- 5 承継する事業者の所在地
- 6 承継年月日
- 7 助成金の額
- 8 助成対象経費の額、その内容